

旭川医科大学病院がん登録委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院がん登録委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院がん登録委員会規程（平成19年旭医大達第25号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 腫瘍センター長</li><li>(2) 麻酔科蘇生科長</li><li>(3) 経営企画部長</li><li>(4) 病理部長</li><li>(5) 内科系教員のうちから 若干人</li><li>(6) 外科系教員のうちから 若干人</li><li>(7) 看護師のうちから 若干人</li><li>(8) 経営企画課長</li><li>(9) <u>医事課長</u></li><li>(10) その他委員長が必要と認めた者</li></ul> <p>(略)</p> <p>(庶務)</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 腫瘍センター長</li><li>(2) 麻酔科蘇生科長</li><li>(3) 経営企画部長</li><li>(4) 病理部長</li><li>(5) 内科系教員のうちから 若干人</li><li>(6) 外科系教員のうちから 若干人</li><li>(7) 看護師のうちから 若干人</li><li>(8) 経営企画課長</li><li>(9) <u>医療支援課長</u></li><li>(10) その他委員長が必要と認めた者</li></ul> <p>(略)</p> <p>(庶務)</p>

第10条 委員会の庶務は、医事課において処理する。

(略)

附 則

この規程は、令和6年10月10日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

第10条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(略)